

坂 教 生 第 170 号
令 和 3 年 6 月 4 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会
教育長 川元利夫
(公印略)
坂井市スポーツ少年団
本部長 長船信弘
(公印略)

感染拡大注意報下での活動について

この度、6月4日から福井県感染拡大警報が「注意報」に引き下げられました。しかしながら、依然として都市部を中心として緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置地域が指定されていることから、引き続き県外との往来には注意を払いながら、感染症対策を徹底する必要があります。

つきましては、スポーツ少年団活動については、警報下と同様の対応をとりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、本文書は団内のすべての指導者・保護者間で共有いただきますようお願いいたします。

記

・通常の活動(練習)は引き続き実施する。

・対外試合(交流戦等)は県内のみとします。

なお、県内での競技協会・連盟が主催する公式戦への参加は会場や対戦相手の地域の感染状況に問題がないことを確認した場合に限ります。

・会場や施設の状況に応じ、最小人数での参加や保護者の帯同数の制限について検討のこと。

[例] 会場が狭いなど密が想定される場合はあらかじめ団員の参加数や保護者数を絞る等

・活動における飲食を伴うレクリエーション等の実施は慎重に判断すること。

以上は、注意報期間(6月18日まで)となります。延長となった場合は本要請事項も延長とします。

今後も、マスク着用(往来時、打ち合わせ時)、手洗い、密集防止、換気の徹底をお願いします。また、使用用具・備品の消毒もお願いします。また、これから暑い時期を迎えますので、熱中症対策にも十分にご留意ください。

【お問い合わせ】坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通) メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

または 坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通) メール sss@s-taikyo.jp